

# 第 1 2 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 2 月 1 5 日 (火)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 4 年 第 1 回 (3 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

#### (1) 会 期 案 に つ い て

2 月 2 1 日 (月) から 3 月 2 5 日 (金) ま で の 3 3 日 間

議 案 名 . . . **資 料 1**

#### (2) 宇 部 ・ 山 陽 小 野 田 消 防 組 合 議 会 の 報 告 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 4 4 に よ り 行 う。

#### (3) 人 事 案 件 に つ い て

申 し 合 わ せ 事 項 6 2 に よ り 行 う。

#### (4) 請 願 書 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 2**

・ 鉦 害 被 害 者 救 済 に 関 す る 意 見 書 の 提 出 を 求 め る 請 願 書

#### (5) 代 表 質 問 に つ い て . . . **資 料 3**

#### (6) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 4**

#### (7) 陳 情 ・ 要 望 書 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 5**

- ・ ウ イ グ ル の 人 権 問 題 に 対 し 国 に 調 査 を 求 め る 意 見 書 採 択 の お 願 い
- ・ 母 (毛 嘉 萍) が 中 国 で 不 法 に 逮 捕 さ れ て い る 件 に 関 す る 要 望 書
- ・ シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー に 対 す る 支 援 (イ ン ボ イ ス 制 度 の 取 扱 い) に つ い て 意 見 書 の 提 出 を 求 め る 陳 情 書
- ・ 広 報 特 別 委 員 会 の 委 員 会 運 営 正 常 化 に 関 す る 陳 情
- ・ 陳 情 書 (教 育 委 員 中 村 眞 也 氏 の 中 立 性 を 欠 く 言 動 に つ い て の 調 査 及 び 対 応 に つ い て)

#### (8) 会 議 の 傍 聴 に つ い て

### 2 改 選 後 の 議 会 運 営 に 関 す る 要 望 書

### 3 山 陽 小 野 田 市 議 会 基 本 条 例 に 関 す る 研 修 に つ い て

### 4 そ の 他

#### (1) 全 員 協 議 会 の 開 催 日

・ 2 月 2 1 日 (月) 午 前 9 時 3 0 分 議 運 決 定 事 項

#### (2) 議 会 運 営 委 員 会 の 開 催 日

・ 2 月 2 2 日 (火) 午 後 1 時

## 令和 4 年第 1 回（3 月）定例会議案名

## 1 市長提出議案（36 件）

## ●令和 3 年度関係（14 件）

## ○総務文教常任委員会（1 件）

- (1) 議案第 12 号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について (社教)

## ○民生福祉常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 3 号 令和 3 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について (国保)
- (2) 議案第 4 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について (高齢)
- (3) 議案第 5 号 令和 3 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について (国保)
- (4) 議案第 7 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）について (病院)
- (5) 議案第 11 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (病院)

## ○産業建設常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 2 号 令和 3 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 回）について (都市)
- (2) 議案第 6 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 回）について (公営)
- (3) 議案第 8 号 令和 3 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第 1 回）について (水道)
- (4) 議案第 9 号 令和 3 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）について (水道)
- (5) 議案第 10 号 令和 3 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第 3 回）について (下水)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2件）

- (1) 承認第1号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第16回）に関する専決処分について（財政）
- (2) 議案第1号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第17回）について（財政）

○人事案件（1件）

- (1) 同意第1号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について（人事）

●令和4年度関係（22件）

○総務文教常任委員会所管（8件）

- (1) 議案第23号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- (2) 議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- (3) 議案第25号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (4) 議案第26号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（消防）
- (5) 議案第27号 山陽小野田市転入促進条例を廃止する条例の制定について（シティ）
- (6) 議案第32号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（総務）
- (7) 議案第33号 山口県市町総合事務組合の財産処分について（総務）
- (8) 議案第34号 市有財産の出資について（企画）

○民生福祉常任委員会所管（8件）

- (1) 議案第15号 令和4年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算につ

- いて (国保)
- (2) 議案第16号 令和4年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- (3) 議案第17号 令和4年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (国保)
- (4) 議案第19号 令和4年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)
- (5) 議案第28号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について (社福)
- (6) 議案第29号 山陽小野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (7) 議案第30号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- (8) 議案第31号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)

○産業建設常任委員会所管 (5件)

- (1) 議案第14号 令和4年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第18号 令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について (公営)
- (3) 議案第20号 令和4年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (4) 議案第21号 令和4年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (5) 議案第22号 令和4年度山陽小野田市下水道事業会計予算について (下水)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (1件)

- (1) 議案第13号 令和4年度山陽小野田市一般会計予算について (財政)

鉦害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

紹介議員 福田勝政

紹介議員 宮本政志

鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

令和 4 年 2 月 11 日

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

請願者

住所 山陽小野田市大字有帆1463番地  
氏名 伊藤幸吾

【要旨】

山陽小野田市は、江戸初期から昭和中期頃まで、数多くの炭鉱を有し、炭鉱の街として栄えてきました。市内の地下にはいまだに多くの坑道が存在し、浅所陥没などの鉱害の被害が市内各所で発生しています。

浅所陥没等の鉱害復旧について、有資力鉱区においては賠償義務者が対応し、無資力鉱区においては、山口県では山口県採石協会が対応しています。しかし、その被害発生の状況によっては、鉱害とは認められず、被害の補償もなく、市民が犠牲を強いられている状況も発生しています。

ついては、鉱害に対して、市民に犠牲を強いることなく、被害を救済する措置を求めるように、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出することを請願します。

【理由】

私は、山陽小野田市の有帆校区に2004年（平成16年）に自宅を新築しました。新築後、約10年が経過した2014年（平成26年）に自宅近くに県道が新設されることになり、道路工事が始まりました。この工事では、地下に炭鉱の坑道跡が多数見つかったため、相当量のグラウト注入が行われました。

道路工事開始から約5年後の2019年（平成31年）頃、急激に自宅の傾斜が進み、建物不具合も多数発生し始めました。

同年3月、山口県採石協会小野田分室に特定鉱害の調査を申請しました。



同年5月16日から23日にかけて、敷地内の2か所をボーリング調査したところ、自宅建物下の浅いところに2層の古洞の存在が確認されましたが、山口県採石協会小野田分室からは、特定鉱害の認定には、地表面の陥没が必要であり、陥没が発生したとしても、それを誘発させた事業等があれば、特定鉱害とは認められない旨の回答がありました。

2019年（令和元年）から2020年（令和2年）4月頃までに、自宅の傾斜は急激に進み、最大箇所で2.7度に達しました。2022年（令和4年）現在では、最大傾斜箇所は3.0度になっています。

一般的に家屋の傾斜角度が1.0度を超えると健康被害が出てくると言われており、2019年（令和元年）頃より、実際に平衡感覚に異常を感じ、家族に体調不良が出始めたために、転居し、現在は社宅で暮らしています。

傾斜異常による転居から2年以上が経過しましたが、山口県採石協会は道路工事が原因であると言い、県道新設の工事を行っている宇部土木事務所は古洞とその崩壊が原因であると言い、責任のなすりつけ合いをするだけで、補償に関する話は全く進みません。

私たち家族は、有帆中村地区に3代続けて住んでおり、これからも住み続けたい、一刻も早く自宅に帰りたいと思っています。しかし、現状では自宅建物の補償のめどが全く立たず、建物の異状も次々に増えています。加えて、両親も80歳を超え、私たち家族5人も疲労とストレスによる精神的苦痛で、もう限界です。自宅を建て、10年以上も何事もなく幸せに暮らしていた普通の生活が、このようなことで崩されなければならないのでしょうか。どうして、国、山口県、山陽小野田市は助けてくれないのでしょうか。どうして、誰も補償をしてくれないのですか。どうして、私たちのような一般市民が、これだけの犠牲を強いられ、苦しめられるのでしょうか。

私たちにとって、山陽小野田市議会が最後の希望です。もし、私たちの話に一人でも耳を傾けてくださる方がいらっしゃるのならば、一度、自宅建物を御覧になって、私たち家族の苦悩を考えてください。どうぞ、私たち家族をお救いください。よろしくお願いします。

## 代表質問の実施について

### 1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論議を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

### 2 実施内容

#### (1) 実施時期

- \* 3月定例会

#### (2) 質問内容 施政方針について

- \* 通告は「1、令和4年度施政方針について」とする。
- \* 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

#### (3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最大3人）

- \* 最初の一括質問のみ登壇する。
- \* 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

#### (4) 質問時間 1人当たり60分以内

#### (5) 質問方式 一括質問方式

#### (6) 答弁者

- \*最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について、市長又は担当参与が答弁する。

#### (7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないことができる。
- ・ 他の会派の質問と重複しないよう、できる限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおりとする。

2月22日（火）	正午まで	代表質問通告書の提出、抽選
2月24日（木）	正午まで	代表質問趣旨書の提出
〃	午後1時から	質問者間での質問の調整
〃	午後2時から	聞き取り（午後5時まで）



## 令和 4 年第 1 回（3 月）定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	21	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会期の決定</li> <li>・ 諸般の報告（事務報告）</li> <li>・ 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告</li> <li>・ 同意1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li> <li>・ 令和3年度関係議案13件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託</li> <li>・ 令和4年度施政方針及び令和4年度関係議案21件（議案第26号を除く）を一括上程、提案理由の説明</li> <li>・ 令和4年度関係議案1件（議案第26号）を上程、提案理由の説明</li> <li>・ 請願1件の委員会付託報告</li> </ul>
2	22	火		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問通告締切（正午まで）</li> <li>・ 代表質問通告締切（正午まで）</li> </ul>
			午後1時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営委員会</li> </ul>
2	23	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天皇誕生日</li> </ul>
2	24	木		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問聞取（正午まで）</li> <li>・ 代表質問趣旨書締切（正午まで）</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表質問聞取（午後5時まで）</li> </ul>
2	25	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務文教常任委員会</li> <li>・ 一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・ 民生福祉常任委員会</li> <li>・ 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>
2	26	土		休 会	
2	27	日		休 会	

2	28	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業建設常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	1	火		委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備日</li> </ul>
3	2	水		休 会	
3	3	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表質問（人）</li> </ul>
3	4	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	5	土			
3	6	日			
3	7	月	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	8	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	9	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問（人）</li> </ul>
3	10	木	午後1時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（現年度）</li> </ul>
3	11	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>付託案件（令和3年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>令和4年度関係議案21件（議案第26号を除く）に対する質疑及び委員会付託</li> <li>令和4年度関係議案1件（議案第26号）に対する質疑及び委員会付託</li> </ul>
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計予算決算常任委員会（新年度）</li> </ul>
3	12	土		休 会	
3	13	日		休 会	
3	14	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務文教常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>民生福祉常任委員会</li> <li>一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> </ul>

3	15	火	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務文教常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	16	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生福祉常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会</li> <li>・産業建設常任委員会</li> <li>・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会</li> </ul>
3	17	木		委員会	・予備日
3	18	金		休 会	
3	19	土		休 会	
3	20	日		休 会	
3	21	月		休 会	・春分の日
3	22	火		休 会	・議事整理日
3	23	水		休 会	・議事整理日
3	24	木	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
3	25	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件（議案26号を除く）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・付託案件（議案第26号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li> <li>・閉会中の調査事項について</li> </ul>

令和3年11月16日

議長・議員各位 様

## ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

特定非営利活動法人 日本ウイグル協会  
会長 于田 ケリム

拝啓 時下ますますご健勝のことと大慶に存じます。

突然のご連絡、大変失礼申し上げます。私ども日本ウイグル協会は、数百名の在日ウイグル人によって構成され、公正な選挙で理事を選出し、会長以下役員を選任している日本国内最大のウイグル人の団体です。また、海外ウイグル人の国際連帯組織である世界ウイグル会議の日本における公式の傘下団体です。

報道でもご存じかと思いますが、いま中国共産党政権は私たちの故郷東トルキスタン(新疆ウイグル自治区)でウイグル人らを一網打尽に収容し強制労働を強いる、女性に不妊手術を強制する、子供を親から強制的に引き離すなど、現代のこととは思えない人権侵害を犯しているとの専門家の報告が相次いでいます。私たち日本在住のウイグル人も、家族との連絡も取れず、故郷に帰ることもできない状態が続いております。親の安否が気になり危険を冒して一時帰国した在日ウイグル人女性が、帰国後に収容され、収容中に死亡した事例も報道されています。

数年間に及ぶ懸命な情報収集・分析、事実確認及び国際法との照合等を経て、世界各国の政府・議会が相次いでこれを国際法上犯罪となるジェノサイドと認定し、中国に責任を負わせる取り組みを進めています。今年に入ってから、アメリカ政府、カナダ議会、オランダ議会、イギリス議会、リトアニア議会、チェコ議会、ベルギー議会、ドイツ議会人権委員会等が相次いでジェノサイドや人道に対する罪と認定しました。ニュージーランド議会やイタリア議会も非難決議を採択しています。欧州ではまだいくつもの議会で同様の動きがあると報道されています。また、先進7カ国(G7)の中では、日本を除く各国が、限定的ではありますがウイグル問題で制裁に踏み切りました。残念ながら、日本はまだ国家としての正式な意思表示がされていない状況が続いています。

日本全国から既に40以上の地方議会がこの問題で意見書採択している状況です。国政においても国会決議の提出をしていただければ、何卒、貴議会のお力添えを賜りますようお願いいたします。

どうか、国外のことと看過せず、日本国においても“調査”および“抗議などの必要な処置”がとられるようにするため、地方自治法第99条に基づく意見書を提出していただけますようお願い申し上げます。



令和3年11月16日

議長・議員各位 様

ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

ウイグルを応援する全国地方議員の会 会長 丸山治章 (逗子市議)  
幹事長 小坪慎也 (行橋市議)  
政調会長 笠間 昇 (綾瀬市議)  
総務会長 野田彰子 (東大阪市議)  
( <https://for-uyghur.jp/> )

私どもウイグルを応援する全国地方議員の会は、日本における世界ウイグル会議の公式窓口である日本ウイグル協会と連携して人権問題に取り組む地方議員組織です。この度、全国の地方議会において標記の意見書採択をお願いしたく文書をお送りした次第でございます。

日本ウイグル協会には数百人の在日ウイグル人が在籍しており、私たちは多くの被害実態を直接伺ってきました。にわかには信じがたい話もありましたが、外電を始め世界各国の政府の動き、国連での報告は、いま目の前にいる在日ウイグル人の証言を裏付けるものでありました。

一部の官僚は、“あるのか”もしくは“ないのか”、被害規模はどの程度か等の「事実認定」をしきりに口にしていて耳にいたしますが、故郷に残してきた家族と連絡が途絶している、涙ながらに訴える在日ウイグル人の全てが虚偽の報告をしているというのでしょうか。

在日ウイグル人からの生活相談を含む陳情対応を一手に引き受け、被害実態を訴える証言集会を5年前から主催し、同時に協会と共同で街頭活動・パネル展などの啓発活動も行いながら、全国各地に点在する在日ウイグル人の証言・被害実態を丹念に調査していったのは私たち地方議員です。今まさに地方からより一層の声を起こさなければなりません。

これまでの陳情対応において、“査証については外務省”、“帰化や送還は法務省”という形で複数の省庁を同時対応しなければならないケースのように、地方議員では対応しきれない案件については複数の国会議員事務所のサポートをいただきました。また、ウイグル・モンゴル・チベットの方は、我が国の行政機構上は“全て中国籍”として登録され、国の制度の瑕疵により地方行政も含め実態把握ができないという事態が対応をより困難にしております。驚くべきことに“中国人と誤認されて在日ウイグル人が強制送還”される可能性が否定できず、結果、命を落とす等の事態が発生した場合には、事務を所掌する基礎自治体の行政責任を問われかねない構造があると分かり、私たちは問題意識を持って地方から国に声を上げております。

この問題については、当会所属議員が一般質問で証明し、その議事録を論拠として査証を所掌する外務大臣を長らく務めていた岸田文雄先生に要望を行い、岸田先生の紹介により上川法務大臣(当時)に直訴することで、地方行政における問題としてご共有いただきました。

先の総裁選では当会の要望を汲み取られた岸田先生は公約にウイグルと明記され、勝利。また、当会幹事長は秋野公造公明参院国対委員長に協力要請を行い、公明党も衆院選の公約に明記した旨の連絡を直接受けております。このことは、自由民主党・公明党の両党がウイグル問題への対応を選挙公約に記載して衆院選を戦い、勝利したことを意味しております。

当会はこれまで陳情対応の過程で発覚した諸問題を踏まえ、複数の具体的な事例を政府に提出し、行政窓口の設置を強く要望してきました。衆院選を経て、省庁を横断する権能を有した“国際人権問題担当”の内閣総理大臣補佐官が新設されたことは報道の通りでございます。



国政政党の動きについては、かねてより自由民主党の議連としてウイグル国会議員連盟がございましたが、国会決議を目指し超党派に改組されております。国政においては国会決議について、立憲民主党・国民民主党を含む政党も原案支持の機関決定がなされております。つまり、本件については、所属政党に抛らず、純粋に人権問題として認識されつつあり、調査の機運が高まっているという状況でございます。

地方政治においては、特に政令市である北九州市において意見書が採択されたことを受け、当会は政令市議連に要望活動を行い、同議連からは文書が発出されております。那覇市議会での全会一致を皮切りに、都道府県議会では兵庫県議会での初の採択、続いて埼玉、山梨、栃木、奈良県議会と採択されております。政令市では、千葉市・広島市・堺市・仙台市が採択。令和3年(2021年)10月時点で、40以上の自治体で意見書が採択されており、公明党や共産党も賛同して全会一致となった事例も複数ございます。

我が国の政治家は、国会議員・都道府県議員・市区町村議員の如何を問わず広く連携すべきものとの考えから、ここに各地方議会の結集・結束を呼びかけるものです。

国際社会においては西側諸国を中心に複数の強力な声明が発せられ続けており、これを受け我が国の国政でも一気に取り上げられています。また、国連と同様の立て付けの、ウイグル民衆法廷が英国で開催されましたが、本年12月9日に裁定を発表予定となっております。

これら我が国の国政、世界の情勢を鑑みるに、我々地方議会が令和3年12月議会においてこぞって声を強く示すことは極めて重要だと考えます。陳情として取り扱われますと長時間を要することもあるかと存じますが、議員提案として進めて頂く等、弾力的な対応をお願いいたします。おそれながら採択済みの意見書および、最新の情報を加味した意見書案を送付させていただきます。

日本国内にも多くの苦しむ方がいらっしゃいます。どうか国外のことと看過せず、日本国においても“調査”および“抗議などの必要な処置”をとって頂けますよう、地方自治法第99条に基づく意見書を提出して頂けますようお願い申し上げます。

#### (当会が把握している採択済み自治体議会一覧)

- 3月 (1) 沖縄県那覇市議会 (2) 兵庫県議会 (3) 東京都町田市議会  
4月 (4) 沖縄県浦添市議会  
6月 (5) 東京都中野区議会 (6) 福岡県北九州市議会 (7) 福岡県行橋市議会 (8) 愛知県東郷町議会  
(9) 埼玉県富士見市議会 (10) 千葉県千葉市議会 (11) 千葉県白井市議会  
(12) 埼玉県上尾市議会 (13) 埼玉県久喜市議会 (14) 沖縄県石垣市議会  
7月 (15) 埼玉県議会 (16) 愛知県春日井市議会 (17) 山梨県議会  
(18) 大阪府和泉市議会 (19) 京都府城陽市議会  
9月 (20) 茨城県常総市議会 (21) 福岡県八女市議会 (22) 神奈川県平塚市議会  
(23) 大阪府泉南市議会 (24) 福岡県小郡市議会 (25) 山口県岩国市議会  
(26) 神奈川県寒川町議会 (27) 茨城県水戸市議会 (28) 広島県広島市議会  
(29) 神奈川県茅ヶ崎市議会 (30) 大阪府堺市議会 (31) 大阪府貝塚市議会  
(32) 大阪府熊取町議会 (33) 兵庫県加西市議会 (34) 石川県野々市市議会  
(35) 茨城県古河市議会 (36) 岐阜県中津川市議会  
10月 (37) 栃木県議会 (38) 宮城県仙台市議会 (39) 奈良県議会 (40) 茨城県つくば市議会  
(41) 埼玉県朝霞市議会 (42) 長崎県南島原市議会

令和3年7月29日

各都市議連・政調委員 各位

政令指定都市議連  
会 長 木下 吉 信  
政調会長 阿 部 真之助

謹啓 時下益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

平素は、都市政策をはじめ議連政調会への種々のご協力に心から感謝申し上げます。

さて、本日は、中国におけるウイグル等への人権侵害問題について情報提供としてご案内申し上げます。

本件については、国会決議が見送られた事もあり各都市で議論されている事かと思いますが、北九州市から「全会一致で意見書を採択したので各都市に情報提供してほしい」とのご依頼がありましたので、別紙の通り参考資料として添付させていただきました。

議連としては意見書や決議案としての採択を積極的に推進するものではありませんが、会派としての対応を求められた際には、文言等の参考にして頂ければとの事で情報提供にとどめる事にいたしました。

参考までに党本部としては、与党会派の地方議会で採択された意見書が提出されると、国会野党につけ入るスキを与える事になる事から意見書ではなく議会の意思表示としての決議案で対応して頂きたいとの事でした。

最終的にはそれぞれの議会でご判断いただく事となりますが、党本部との対応を含めてご賢察いただき、お取り計らい下さいます様よろしくお願い申し上げます。

謹白

中国政府による新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等自治区への人権侵害等を非難することを求める意見書

英国放送協会は本年2月、新疆ウイグル自治区の収容施設での組織的な性暴力について報道し、世界中に大きな衝撃を与えました。

新疆ウイグル自治区については、かねてより中国政府によるウイグル族への強制労働や不妊手術等の報告が次々と挙げられており、アメリカのトランプ政権時のポンペオ国務長官は、中国政府が新疆ウイグル自治区で行っている行為をジェノサイド（民族大量虐殺）と認定し、バイデン政権に移行後の現在のプリンケン国務長官もこの見解を引き継ぎ、中国政府の人権弾圧や大量虐殺を非難しています。

また、イギリス議会下院は、新疆ウイグル自治区で「少数民族が人道に対する犯罪とジェノサイドに苦しんでいる」ことを認定し、イギリス政府に行動を求める決議を超党派の賛成で採択しました。

さらに、オランダやカナダの議会でも新疆ウイグル自治区の状況をジェノサイドと認定する動議が提出され可決されるなど、欧米各国でもこの問題を深刻に捉え非難の声を上げています。

こうした中国政府による民族弾圧は、152か国が批准するジェノサイド条約にも違反する行為であり、新疆ウイグル自治区だけにとどまらず、チベットや内モンゴル等自治区でも深刻な人権侵害が行われており、民族弾圧や文化の破壊、人命のみならず人権を侵害する行為に対して、断固として非難と抗議の声を世界中から上げなければなりません。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、中国政府による新疆ウイグル自治区で行った行為をジェノサイドと認定し、併せて、チベット及び内モンゴル等自治区への人権侵害を直ちにやめるよう、世界中の国と共に中国政府に対して非難及び抗議を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年6月16日

北九州市議会

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官



## 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書（案）

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮している。国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年(2018年)9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容されて「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明している。

令和2年(2020年)10月には国連総会第3委員会ドイツなど39カ国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めている。本年2月3日には、ウイグル女性が報道機関に対し「新疆ウイグル自治区の収容施設に収容された際に組織的な性的暴行被害があった。」と証言した。2月5日、アントニー・ブリンケン米 국무長官と中国の楊潔篪(ヤンチエチー)政治局員が電話対談を行った際に米国は「新疆ウイグル自治区、チベット自治区、香港における人権と民主的な価値観を米国は擁護し続ける」という趣旨を発言した。この発言は、ドナルド・トランプ前米国大統領政権時のポンペオ 국무長官が「中国による新疆ウイグル自治区における少数民族ウイグル族らへの弾圧を国際法上の犯罪となるジェノサイド(民族大量虐殺)と認定する」という旨の発表の流れを継続する発言である。ドミニク・ラーブ英国外相も「中国西部の新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きている」として中国政府を厳しく非難し、オーストラリアのマリス・ペイン外相も「調査をするべきだ。」と発言しており、国や政党を超えて大きな人権問題として認識されている。

米上院は7月14日に輸入業者に対して、ウイグル産の輸入品が生産過程で強制労働と無関係であることを証明するよう義務付けるウイグル強制労働防止法を全会一致で可決させた。この法は企業側に説明責任を負わせる内容で、証明できない限りウイグル産の製品や原材料の輸入は禁じるというものである。日本の国内企業にとっても現実的な経営リスクとなっており、当市内外の中小企業にとっても死活問題となりかねない。本年10月には、国連総会での共同声明は日米欧など43カ国となっている。

これらの世界の状況があるにも関わらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、人権問題について取り組んできた本市議会としては政府の対応は到底容認できるものではない。

よって本市議会は、直ちに日本政府として調査し、各種問題があった場合は、様々な手法を用いて厳重に抗議することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 〇月 〇〇日

〇 〇 〇 議 会

山陽小野田市議会 議長 様

## 要 望 書

住所：東京都台東区浅草 5-49-2

吉川マンション 204 室

氏名：付 偉<sup>1</sup>彤<sup>2</sup>

### 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

私は付偉彤と申します。8年前留学のため中国大連から来日しました。大学卒業後東京の弁護士事務所で働いています。中国で逮捕拘留されている母「毛嘉萍」の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母、毛嘉萍は54歳で、遼寧省大連市に住んでいます。2021年6月2日に、母が一人で自宅にいた際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在大連市姚家留置場（電話：[REDACTED]、[REDACTED]）に拘束されています。

元々体が弱い母は31歳（私は5歳）の時、病院で胃がん末期と診断され、「手の施しようがない」と、最期を宣告されました。その時に、親戚に法輪功を紹介され、藁にもすがる思いで母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、以降二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999年7月20日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも4000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。法輪功に対する迫害の中で、大連は最も厳しい迫害を受けた地域の一つです。大連市長であった薄熙来は率先して、生きた法輪功学習者から臓器摘出を行い、瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が奪取される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも大きくなるのです。また警察に拘束されている状態では法輪功の修煉ができないため、がんが再発する可能性も否定できません。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあるため、この8年間、大好きな祖母が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母が不法に逮捕されている今、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しくくださいますよう、切にお願い申し上げます。

#### 記

1 人道的な立場、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、在日中国大使館及び日本外務省に働きかけること。国に「毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書」を提出すること。

以上



山陽小野田市議会 議長 様

私は付偉彤と申します。東京の弁護士事務所で働いております。母・毛嘉萍は、中国伝統の気功修煉法・法輪功を愛好し、真善忍の信仰を堅持しているというだけで、中国遼寧省大連市姚家留置場に不法拘禁されています。残酷な拷問を受け、臓器を収奪される恐れさえあります。一刻も早く母を救出するために、貴議会に対して、要望書を提出させていただきました。「毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書」を国へご提出いただきますよう、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

また署名活動を行っておりますので、議員先生のご理解と署名へのご協力をお願いいたします。お手数ですが、同封の署名用紙と真相資料を配布していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年12月22日

東京都台東区浅草 5-49-2  
吉川マンション 204 室  
付 偉 彤

電話： [REDACTED]

e-mail： [REDACTED]

連絡担当者：井田敏美

電話： [REDACTED]

## 毛嘉萍さんの早期救出を求める意見書（案）

付偉彤さんは8年前に留学のため来日し、現在東京銀座にある法律事務所で働いています。彼女のお母さんは中国で1997年に法輪功を習い始めたため、末期の胃がんが治っただけではなく、以降二十数年に渡り、一度も病院に行くことがなく、健康を維持してきました。しかし、中国共産党政権は1999年7月20日から法輪功に対して弾圧を始めました。お母さんは法輪功を学んだため、2021年6月2日に自宅で警察に不法に連行され、現在大連の留置所に拘束されました。

2020年まで、過去21年間、大連だけでは、十数万人以上の法輪功学習者が中国共産党に迫害されてきました。その中で、数万人が違法に召喚され、罰金を科され、拘束され、洗脳され、投獄され、数千人が麻薬中毒患者治療所、拘置所、洗脳教室に送られ、147人が死に至るまで迫害され、827人が違法に労働で再教育され、371人が違法に判決を受け、さらに生きたまま臓器を摘出されました。そして、現時点で付さんのお母さんはまだ家族と面談することができていません。付さんのお母さんの身にも重大な危機が迫っているのです。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員のお母さんである毛嘉萍さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 議会議長

〇〇〇〇

宛先：

衆議院議長	〇〇	〇〇	様
参議院議長	〇〇	〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	様
総務大臣	〇〇	〇〇	様
外務大臣	〇〇	〇〇	様
国家公安委員長	〇〇	〇〇	様
警察庁長官	〇〇	〇〇	様

令和4年(2022年)1月27日

山陽小野田市議会議長  
高松秀樹様

提出者 郵便番号756-0806  
山陽小野田市中川二丁目4番16号  
公益社団法人  
山陽小野田市シルバー人材センター  
理事長 藤本賢揮

シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）  
について意見書の提出を求める陳情書

1 陳情事項

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度)においては、免税事業者との取引については消費税に係る仕入控除が認められなくなります。このことは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望するものです。

2 理由

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税が含まれていますが、この制度が導入されるとほぼ全員が免税事業者であるセンターの会員についての仕入控除が認められないことになり、シルバー人材センターは配分金に含まれる消費税相当額を負担し、納税する必要があります。

しかし、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則もあることから剰余金もないため、この消費税相当額を負担することになった場合、センターの事務局体制を維持し、事業運営を行うことができなくなる可能性があります。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。



担 当 事 務 局 長 藤 村 安 彦
電 話 番 号 0 8 3 6 - 8 4 - 0 4 4 8

「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」(案)

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年(2023年)10月に、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

山陽小野田市議会  
議長 高松 秀樹 様



2022年2月2日

山陽小野田市小野田 3929 C-202

樋口晋也

### 広報特別委員会の委員会運営正常化に関する陳情

#### ① 主文

会議は議員個々の思想信条に則りその発言の自由が制限されません。そして議員個人が「言論の府」としての自覚をもって厳粛かつ闊達に高度な議論が進められるべき場であると考えております。しかしながら本委員会を拝見する限り、議論のテーマに対しての基本的認識も共有できておらず迷走の感が否めません。議長の所信にあります「言論こそ議会の要諦」であるとの言葉が宙に浮いてしまっています。

本陳情においては市民の負託を受けた議員各位の更なる自覚を求め、本来あるべき会議の運営がなされることを求めるものです。

#### ② 委員会の流れ

2022年1月26日の広報特別委員会において委員長が最初に今日の委員会では広報特別委員会の役割とは何か、そして今後の広報活動についてを題材に自由討議として意見を求め委員会は進行されました。その中で大井委員は議会基本条例に則り広報活動を行うことが基本となるということを前提として、他市町を例にホームページのさらなる活用、FM局スマイルウェブでの情報発信、デジタル化が進む中でのその活用等。森山委員長からは、まち色アプリの活用の提案、中岡委員からは、スマイルウェブ等これまでやってないことを新たに活用していくことが必要、あらゆる SNS の活用を今後みんなで検討していくべきだとの意見が出ました。

そうして前向きな意見が出る中で笹木委員が「いきなりここで何がどうだと、ここで言っても議論するのはなかなか難しいと思います。議会基本条例に則ってこれから何をやるかという細かいことについていきなりここで最後までもっていくことは無理ではないかと思いますが、委員長どう思われますか。あらかじめここで議員に宿題を出して、そしてまとめてそれから後日協議していくという形じゃないと難しい面に来てると思いますがいかがか。私がなぜこのことを言うかは、このメンバーで広報誌の発行は初めてである。これがきちっと定着していないのに次の段階に進んでいくと中々難しい問題ではないか。議会だよりが定着して次の段階だと思う」との発言がありました。

#### ③ 具体的問題点

【1】委員長は開会時の説明で広報活動の手法についての自由討議を求めていましたが、笹木委員が「いきなりここで最後までもっていくことは難しいと思う」との発言がありました。この日に決定する発言は委員長からも一切なかったにも拘らずこの発言です。即ち委員長発言の趣旨を笹木委員が理解していなかったということです。どんな広報活動があるか自由

に出し合って討論しましょうという趣旨がお粗末な話ではありますが笹木委員には理解できていなかったようです。笹木委員に対してもっとかみ砕いた説明が必要ではないでしょうか。理解できないことを責めることは簡単ですが委員長としてその個々人の判断力を見たらうで説明を考えるべきではないでしょうか。

【2-1】笹木委員は「あらかじめここで宿題を出して」と発言しましたが考えていなかったのは笹木委員だけではないのでしょうか。実際に森山委員長をはじめとして大井委員や、中岡委員からも広報活動について意見が出ていました。委員会がスムーズに進められているさなかにこの発言は笹木委員が委員会運営を妨害しているかのような発言に感じました。議長の所信で言論の府について、「根拠が明確で高い視点と広い視野を持った意見」を求めています。委員長はその基本を念頭において議事進行を行う必要性を感じます。当選回数や年齢をおもんばかって笹木委員の発言に真摯に向き合う必要はないと考えます。

委員長は毅然とした態度で臨まなければならないのではないのでしょうか。でなければ意見を出した他の委員に失礼だと思います。

【2-2】笹木委員の「あらかじめ宿題を出して」との発言から考えると笹木委員は何も考えてこなかったのでしょうか。しかし他の委員は違っていました。「宿題を委員長から出されずとも自ら考える」委員です。「何も言われなかったから考えていない」という笹木委員の主張は小学生でしょうか。

広報委員会に所属するとわかった段階で自ら考えることは市民によって選ばれた議員であれば当然のことです。市民憲章にもありますように「自ら考える」との言葉が示すように他の委員は実践しています。しかしこの小学生の様な委員でも選挙で選ばれた議員です。取り残すことなく丁寧に指導して差し上げることは委員長の責任ではないのでしょうか。具体的には次回はこれこれを話し合いますから〇〇について意見を言ってください等事例を交えての個別指導が必要と思います。

④ 終わりに市議会モニターの委嘱を受けていればモニター意見として提出したところですが、モニター制度も始まっておりませんし、委嘱されるかも分かりませんので一市民として陳情いたします。

以上



陳情書

令和4年2月10日

山陽小野田市議会議長

高松 秀樹 様

教育行政を危惧することから「教育委員中村眞也氏の中立性を欠く言動についての調査及び対応について」との標記で教育委員長、教育委員宛てに別紙「要請文」を提出いたしました。

ご承知のとおり教育委員については議会での同意が必要な人事案件ですので、その人選には議会に一定の責任があります。

議会として教育委員会の対応をしっかりとチェックいただくに留まらず当該教育委員の不適切な言動の調査を行っていただき適正な教育行政の推進となりますよう陳情いたします。

記

文部科学省の教育委員会制度、[教育委員会制度の意義]の中の①には「個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要」との記述があります。

対して教育委員である中村眞也氏は「私たちはふるさと発展のため天文館、青年の家研修棟の再建を要望します。」という表題での市長あての署名運動の発起人（代表者名に名前が連ねられているとの意味）になっております。

市民団体の長としての肩書ではありますが、公人である教育委員という立場の者が、このような署名運動に名前を連ねることが「個人的な価値判断からの中立性」を保っていると言えるのでしょうか。

好むと好まざるに関わらず教育委員という役にあることは周知の事実であり、市外においてその活動を行うのであればともかくとして、市内において特定の政策を求める要望書への発起人となることは子供たち、特にその保護者や市民に多大な影響を与えるものであり中立性が担保されず決して許されるものではありません。

補足の意味も含めて申し添えますが、青年の家等の施設再建運動が悪いものではありません。施設再建運動にも賛否がある中でそこに名前を連ねることは、個人の価値観であり中立性が担保されていないことが問題です。

これらから中村氏の根底には「公平中立な立場で教育行政を推進する」という基本的考え方が欠如し教育委員の自覚が更々無く、教育行政の適正なる運営を阻害する者であることは明白です。

教育長、教育委員各位におかれましてはしっかりと調査いただき、「これからの未来を担う子供たち」の健全な育成とその保護者、そして市民が惑わされることが無いよう対処いただきますよう陳情いたします。

以上

山陽小野田市大字山川 1329 番地 27

伊藤 眞實

